

行政文書の部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉西部環境保全組合
管理者

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る行政文書の名称又は内容		
対象行政文書の名称		
開示の実施方法		
開示の日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	
	なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。	
開示しない部分の概要並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 開示しない部分の概要 2 埼玉西部環境保全組合情報公開条例第 条第 号に該当 3 理由	
※ 埼玉西部環境保全組合情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる時期	年 月 日以後であれば、開示請求に係る行政文書（全部・一部）を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。	
担当係	係 電話番号 (内線)	
備考		

注意

- 行政文書の開示を受けるときには、この通知書を担当者に提示してください。
- ※印の欄は、開示請求に係る行政文書が期間の経過により開示できるもので、かつ、開示できる時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。
- 行政文書の開示により得た情報は、埼玉西部環境保全組合情報公開条例の目的に則して適正に使用してください。
- 裏面もお読みください。

(裏面)

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉西部環境保全組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉西部環境保全組合を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において埼玉西部環境保全組合を代表する者は、埼玉西部環境保全組合管理者です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。